

第 5645 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 2月 7日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 有価証券のクロス取引

Q：株を期末に売却して、期首に同じ株を買い戻して損出しをしようと思っています。税務上問題ありませんか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

同じ銘柄の株式を売ってすぐに買い戻す取引をクロス取引といいます。

クロス取引は、企業会計では、「譲渡した人が譲渡した金融資産をその金融資産の満期日前に買い戻す権利及び義務を実質的に有していないこととする」金融資産の消滅認識要件を満たさないことから、その売買処理を認めないこととしています。

そこで、法人税でもこの取扱いを受け、同一の有価証券が売却の直後に購入された場合において、その売却先から売却をした有価証券の買戻し又は再購入する同時の契約があるときは、その売却をした有価証券のうちその買戻し又は再購入をした部分は、その売却がなかったものとして取り扱うこととされています。

この場合の直後とは、企業会計では5営業日までの間をいうとしています。

なお、この取扱いの対象になるのは、売買目的有価証券以外ですので、お問い合わせの有価証券が、売買目的有価証券であれば特に問題ありませんが、売買目的外有価証券であれば、原則として売買取引がなかったものとして取り扱われることとなります。

